



2020年2月21日

各 位

会 社 名 株式会社エラン
代表者名 代表取締役社長 櫻井 英治
(コード番号 6099 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 秋山 大樹
(TEL. 0263-29-2684)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、2020年3月25日開催予定の当社第26回定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、2020年2月21日開催の取締役会において、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事及び執行役員制度導入に関するお知らせ」において別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ① 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものです。
- ② 取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能にすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るものです。

(2) 移行の時期

2020年3月25日開催予定の第26回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に關する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に關する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設することとし、これに伴い、現行定款第44条（剰余金の配当等）及び第45条（中間配当金）を削除するとともに、変更案第42条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

- ③ 取締役による適切かつ果敢なリスクテイクを支える環境整備の観点から、任務懈怠による取締役の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できるようにすること、及び、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。なお、取締役の責任免除及び責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他、上記の変更に伴う条数等の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）	2020年3月25日（予定）
定款変更の効力発生日（予定）	2020年3月25日（予定）

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (略) (9) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3条 (略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (略) (株主総会議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (略) 3. (略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (現行どおり) (9) 前各号に<u>関連または</u>附帯する一切の事業</p> <p>第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり) (株主総会議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、8名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>5. 監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第 21 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 会社を代表すべき取締役は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会の決議で定める。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除等)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第 35 条 監査役会を招集するときは、会日の3日前までに各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (<u>監査役会規程</u>) <u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (<u>報酬等</u>) <u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u> (<u>社外監査役の責任限定契約</u>) <u>第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (<u>補欠監査役の選任等</u>) <u>第 39 条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>2. 補欠監査役の選任決議は、第 32 条第 2 項の規定を準用する。</u> <u>3. 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時、または、補欠として選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までのいずれか短い時までとする。</u> <u>4. 補欠監査役を選任した場合、その選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>) <u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 <u>40</u> 条～第 <u>41</u> 条 (略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>42</u> 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第 <u>43</u> 条 (略)</p> <p>(<u>剰余金の配当等</u>)</p> <p>第 <u>44</u> 条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を行う。</u></p> <p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第 <u>45</u> 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>決議の方法</u>)</p> <p>第 <u>34</u> 条 <u>監査等委員会の決議は、法定等に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会議事録</u>)</p> <p>第 <u>35</u> 条 <u>監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第 <u>36</u> 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 <u>39</u> 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第 <u>40</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第 <u>41</u> 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第 <u>42</u> 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>
--	--

<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 46 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>2. 前項の金銭には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月 30 日とする。</u></p> <p><u>3. 前二項のほか、基準日を含めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 43 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>2. 前項の金銭には利息をつけない。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 26 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条の定めるところによる。</u></p>
---	--

以 上